

大分県立看護科学大学

目 次

I	認証評価結果	2-(18)-3
II	基準ごとの評価	2-(18)-4
	基準1 大学の目的	2-(18)-4
	基準2 教育研究組織	2-(18)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(18)-8
	基準4 学生の受入	2-(18)-11
	基準5 教育内容及び方法	2-(18)-14
	基準6 学習成果	2-(18)-25
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(18)-27
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(18)-32
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(18)-35
	基準10 教育情報等の公表	2-(18)-39
<参 考>		2-(18)-41
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-43
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(18)-44
iii	自己評価書等	2-(18)-46

I 認証評価結果

大分県立看護科学大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 「教員評価の実施に関する基本的な方針」に従って教員評価を行い、評価結果を処遇等に反映させている。
- 看護実践力向上のためのプログラム（看護技術修得プログラム、看護スキルアップ演習）を活用し、学生の看護技術の修得、総合的な判断力の養成に努めている。
- 文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC)」として平成25年度に採択された「看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業」において、平成27年度から、看護学部1～4年次の全学生がチームを組んで定期的に在宅高齢者を訪問する「予防的家庭訪問実習」を実施し、高齢者の生活・環境や地域社会への学生の関心を高めるとともに、それらの学生によるまちづくり等を通じて種々の地域課題に込えている。
- 毎年、学長が全教員と専門職員（図書館司書及び保健室保健師）を対象に面接を1～2回実施し、改善につなげている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 科目間の成績の分布について、組織的な検討がなされていない。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

学部の目的については、学則第1条に「看護に関する高等専門教育、学術研究及び国際交流を通じて、生命の尊厳と倫理観を基盤とし、科学的視野に富み、及び社会の要請にこたえることのできる心豊かな人材を育成し、もって地域社会における保健医療及び福祉の向上並びに我が国の看護学の進展に貢献すること」と示されている。

また、学生便覧には、大学の人材育成方針を教育理念として示し、そのために養うべき能力を教育目標として提示している。これらの源は、建学の精神である「看護学の考究」「心豊かな人材の育成」「地域社会への貢献」であり、建学の精神に基づいて目的や教育理念、教育目標が導かれている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的については、大学院学則第1条に「看護学及び関連領域の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与すること」と定め、第2条第4項に「看護学の教授研究を目的とする看護学専攻及び看護学の関連領域の教授研究を目的とする健康科学専攻を置く」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

看護学部には、看護学科1学科が置かれており、教育理念、教育目標に則した、看護と看護学の発展に寄与できる教育の推進を図るために4つの講座（人間科学講座、基礎看護科学講座、専門看護学講座、広域看護学講座）を設け、さらに17の研究室を設けている。

「ヒト、人、人間」（人間の身体、こころ、環境や社会との関係）に対する理解を深め、看護サービスを受ける人のニーズに沿った看護の提供を可能とする専門知識・技術を習得させるとともに、豊かな人間性と幅広い視野を育成し、総合的な判断力を備える自律した看護師を育成することを目指す組織となっている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

人間科学科目を「こころの理解」「社会生活の理解」「環境と情報の理解」「からだの理解」の4分野に区分し、それぞれの分野に科目を設定して教養教育を実施している。

教養教育の体制は、講座の一つを人間科学講座とし、その下に生体科学、生体反応学、健康運動学、人間関係学、環境保健学、健康情報科学、言語学の7つの研究室を置き、それぞれ3人、3人、1人、3人、3人、3人、3人の専任教員を配置している。

その他、音楽や美術、法学等8科目について他大学で専門的に教育している教員等を非常勤講師として配置し、学生が選択・受講できるようカリキュラムを整備している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

- 2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

看護学研究科は、看護学専攻（博士前期課程、博士後期課程）及び健康科学専攻（博士前期課程、博士後期課程）により構成されている。看護学専攻の博士前期課程は研究者養成コースと実践者養成コースから構成され、後者には、広域看護学コース、助産学コース、NP（Nurse Practitioner）コース及び看護管理・リカレントコースの4コースがある。

研究科は全体として、保健・医療・福祉を発展させる高い意欲と知識・思考力を持ち、論理的な表現力をもってコミュニケーションできる人材を育てることにより、看護学の研究者、教育者、及び高度な知識

と広い見識をもって社会に貢献できる看護の専門職を育てることを目指している。この目的に沿って各専攻・コースが設置され、それぞれに適した教育課程を編成している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属施設、センターとして、附属図書館及び看護研究交流センターが設置されている。

看護研究交流センターの責任者はセンター長（研究科長が兼任）とし、専任教員を1人配置している。看護研究交流センターには「国際交流・留学生チーム」「地域交流チーム」「NP教育推進チーム」「継続教育推進チーム」「学術ジャーナルチーム」「産学官連携推進チーム」の6チームを置いている。このセンターでは、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC）」に平成25年度採択された「看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業」の事務局として事業推進の中核的な役割を担っている。その一環である看護学生による予防的家庭訪問実習の取組において全面的に実質的な運営を担っている。また、大学院のNP教育推進をも担っている。研修・実習センターは、大分県立病院に隣接し、講義室・図書室、10室のカンファレンスルーム、教員室、学内ネットワークへ接続されたLAN、実習物品等の設備面から、大学の教育施設として活用されている。看護学実習では年間約20週間、学生と教員が研修・実習センターを利用している。

附属図書館は、開学時より設置され、教育研究に必要な図書を系統的に整備している。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

定款の定めにより、学長、学長が指名した学部長・研究科長及び各科目群の責任者等からなる教育研究審議会を置き、平成27年度においては11回開催されている。教育研究審議会では重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの、教育課程の編成に関する方針に係る事項及び学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項等、教育研究に関する事項を審議・決定している。

教授会は、教授、准教授、専任講師から構成され、研究科委員会は、大学院指導教員から構成されている。平成27年度においてはそれぞれ4回開催されており、学部学生、大学院学生の入学、卒業又は課程の修了、学生表彰等に関する事項を審議している。教育研究審議会をはじめ、各委員会の議事録は会議終了後、グループウェア上に掲載することにより全職員に公開し、情報の公開性、透明性を図っている。

また、学部の教育課程や教育方法等を検討する組織として、教育研究委員会が設置され、「1. カリキュラムの編成（シラバスの作成を含む）に関すること、2. 学内教育及び実習教育に関すること、3. 教育

課程の整備に関する事」等について所掌している。平成27年度においては11回開催されており、下部組織として、養護教諭養成運営部会、実習運営小委員会及び国家試験対策小委員会を配置している。大学院教育については、研究科教育研究委員会が設置され、「1. カリキュラムの編成(シラバスの作成を含む。)に関する事、2. 学内教育及び実習教育に関する事、3. 教育環境の整備に関する事」等を所掌している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている」と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

学則第2条に、学部の下に学科を置くこと、大学院学則第2条に、研究科の下に専攻を置くことを定めている。

組織に関する規程第4条及び第5条に、看護学部には学部長を、看護学研究科に研究科長を置き、学部の事務、研究科の事務を総括することと定めている。

学則第5条に「本学に、教育研究上の目的を達成するため、講座を置く。」と定めている。それに従い教員組織は4講座17研究室となっており、これに基づき、各講座に教授、准教授、講師、助教及び助手を配置している。

また、研究室教員配分定数とそれぞれの研究室が担う教育及び研究についてのミッションを研究室概要として明文化している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任49人（うち教授15人）、非常勤25人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

教育上主要と認める授業科目は必修科目であり、平成27年度における必修科目の94.4%を専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

- ・ 看護学研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 14 人

〔博士後期課程〕

- ・ 看護学研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 5 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の性別構成は、助手も含めて 64 人中 20 人、31.2%が男性であり、教員の年齢構成は、29 歳以下が 3.7%、30～39 歳が 27.8%、40～49 歳が 27.8%、50～59 歳が 31.5%、60 歳以上が 9.3%である。大学の設置理念、教育理念に基づき、外国人教員（国際看護学、言語学）2 人を専任教員として採用している。

教員の採用に関しては、公募制を導入し、広く人材を募る体制をとっている。

平成 18 年度より教員の教育、研究、社会貢献及び大学運営に関する活動を評価し、教員組織を活性化するため教員評価制度を導入している。

さらに、平成 26 年度から教員昇任に関する選考基準を定めるとともに、平成 28 年 1 月より助手の大学院進学やステップアップサポートの目的で、助手に任期制（6 年を限度とする。）が導入されている。

講師の資格を持ち博士の学位を有しているが、定数等により助教の職にある者について、学内講師として取り扱う制度を平成 28 年 4 月 1 日より導入しており、科目の責任者として教育運営に携わり、大学院教育においても主指導教員として主体的に教育研究指導ができるようになっている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任については、教員選考規程によって定めている。教育的観点、研究的観点、地域貢献、大学運営に関する観点から実施している教員評価結果とともに、これまでの研究業績や学位取得等を加味した基準に則り、採用及び昇任を実施している。昇任は教育研究審議会に報告し最終的に決定している。

採用に当たっては、教員選考規程に基づき教育研究審議会で選出された教員からなる教員選考委員会（学長及び 5 人の教員）が公募条件を決め、公募した候補者の中から書類及び面接（必要に応じて模擬授業又は教育研究に関するプレゼンテーション）により選考し、教育研究審議会で審議し決定している。採用の観点として、教育実績・教育能力、研究実績・研究能力、及び教員としての資質や姿勢を評価している。

上位の教員ポストが空席になった場合も原則として公募し採用することとなっている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に対する評価は、教員評価と学生の授業評価によって毎年実施している。教員はその結果を教育の改善に活用している。教員評価は、「教員評価の実施に関する基本的な方針」に従って行われ、

教育、研究、社会貢献、大学運営についての自己評価と他者評価からなっている。教員評価委員会（理事3人を含む4人で構成）が自己評価と他者評価を基に総合評価を行い、改善が必要な場合には各教員に改善点を書面及び口頭で学長が伝えている。評価結果に異議のある教員は学長に申立てを行うことができる。

毎年の評価結果は研究費及び昇任に反映され、3年ごとの評価結果は、給与等に反映させることとしている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

学部学生337人、大学院学生76人及び教員64人に対して専任の事務職員12人（うち、主に教育支援を行う職員4人）、事務局には非常勤職員8人（うち、主に教育支援を行う職員3人）を配置している。

大学運営上、11の委員会、15の部門・小委員会・ワーキンググループ（WG）及び各種行事で作業を担当するサポートグループ（SG）を設けている。これらの委員会等には全教職員が配置され、特に、学生生活支援、教育支援では教員のほか、多数の事務職員が役割を担っており、教員と事務職員が協力して、教育課程を遂行している。

さらに、必修科目である「予防的家庭訪問実習」において、教育補助者を2人配置しており、訪問先として地域住民の協力も得ている。また、学内の「看護スキルアップ演習」や実習運営小委員会が運営する「看護技術演習」では実習先医療機関の看護師に技術指導等の協力を得ている。

また、技術職員として非常勤職員を2人配置し、図書館に非常勤職員を3人配置している。

その他、実習、実験及び演習等に係る教育補助者として、平成27年度にはTAを1人採用している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「教員評価の実施に関する基本的な方針」に従って教員評価を行い、評価結果を処遇等に反映させている。

基準4 学生の受入

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】
基準4を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

看護系大学への入学志願者に対し、看護系大学に進学することの意義、及び当該大学の教育理念・教育目標や教育活動の実態を周知し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、入学者選抜要項や大学ウェブサイト等に掲載し公表している。

学士課程の入学者受入方針は、大学案内及び大学ウェブサイト、入学者選抜要項に以下のように示されている。

「看護学とは、人や社会と向き合い健康に関わるケアを実践していく学問である。学部では、総合的な判断力を持つ自律した看護師を育てることを目指し、「建学の精神」を理解した次のような特質をもつ人を受入れる。

1. 生命の尊厳に対する感性と想像力をもつ人
2. 生物学的なヒトから社会で生活する人間までを科学的に理解できる人
3. 人と対等なコミュニケーションができ、一人ひとりを大切にできる人

入学者選抜要項においては「入学者選抜の基本方針」とはしていないものの、「求める人材」に引き続き、「このような人材を選抜するために、幅広い観点から一般教養・論理的思考力・コミュニケーション能力・学習意欲を評価する筆記試験と面接によって、入学試験を実施しています」と明記している。

大学院博士前期課程・後期課程に関しては、大学案内及び大学ウェブサイト大学院共通の入学者受入方針として以下のように定められている。

「大学院は、より高度で専門化した看護学を保健・医療・福祉の視野から捉え、看護を追求していく場です。本学は、看護学の教育者・研究者、および高度な知識と広い見識をもって社会に貢献できる看護の専門職を育てることを目指しています。本学が求める入学者は次の通りです。

1. 保健・医療・福祉を発展させていこうという意欲をもった人材
2. 保健・医療・福祉に関する知識と思考力をもった人材
3. 論理的な表現力をもってコミュニケーションを行うことのできる人材

また、コースごとの入学者受入方針も同様に定められている。

入学者受入方針には入学者選抜のための基本方針が明文化されていない。

これらのことから、入学者受入方針は平成28年度において改善の余地があるものの、定められている。なお、学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、見直しを行っており、平成29年度から改定することを確認している。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

学士課程の一般選抜では、前期・後期試験とも大学入試センター試験を利用するとともに、総合問題を課し、さらに、全受験者に対して面接を実施している。

大学入試センター試験では、「入学に際し必要な基礎学力」を評価している。

個別試験の総合問題では、一般教養及び論理的思考力を総合的に評価できる問題を出題している。また、卒業後に看護職になることを考慮して面接を重視しており、評価が一定基準に達しなかった場合は不合格としている。

特別選抜（推薦）では、高等学校の調査書・推薦書等の書類のみで選考するのではなく、当該大学独自の「一般教養及び論理的思考力と語学力（英語）を評価」する総合問題を課すとともに、面接を実施している。

博士前期課程については、総合問題及び面接を課し、学力試験・面接の結果及び成績証明書を総合して選抜している。看護学専攻の実践者養成コースでは、専門問題も出題している。

博士後期課程では、総合問題及び口頭試問を課している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制や入学者選抜方法等については、教員と事務職員からなる入試委員会を設置し、入試に関わる全事項を分掌している。入試委員は各専門領域から選出された8人で構成されており、多面的な角度から問題作成や入試実施について議論し、合議制により決定している。

総合問題の問題作成、問題推敲、答案採点については、入試委員会で担当者を定め、入試委員会で審議し公正さを担保している。

入学者選抜試験の試験実施については、入試委員会で実施要領を定め、入試本部（学長が本部長を務める。）を設置し、実施に当たっている。

合格者は、入試委員会で合否判定案を作成し、学部については教授会、大学院については研究科委員会で審議され、学長が決定している。

大学院の入学者選抜についても、学士課程同様に、入試委員会が実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかについては、教育研究委員会の下で、入試委員会が検証している。

平成27年度に学長の諮問を受けて「学部の入試のあり方検討会」を設置し、過去の入学生の成績等を分析している。その答申を受け、教育研究委員会及び入試委員会で特別入試の定員の削減、推薦県外枠の廃止、県内推薦の出願要件の変更等について検討し、平成27年度第5回教育研究審議会及び理事会で承認を得ている。これらの改定は平成29年度入試に反映されることとなっている。さらに、平成28年5月には、教育研究委員及び入試委員からなる「学部入試改革タスクグループ」が設置されている。

大学院課程に関しても「大学院教育あり方検討会」を設置し、その答申を受け、大学院研究科教育委員会及び入試委員会は一部コース名の変更、英語問題の導入、NPコース地域枠の設置、冬期入試の実施等について検討し、平成27年度第5回教育研究審議会及び理事会の承認を得ている。これらの改訂は、既に平成28年度大学院入試に導入されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成24～28年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 看護学部：1.03倍

〔博士前期課程〕

- ・ 看護学研究科：0.72倍

〔博士後期課程〕

- ・ 看護学研究科：1.10倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、「心豊かな人間性と専門性、国際性をもった看護師を養成するために「人間科学」、「基礎看護科学」、「専門看護学」、「広域看護学」の4大講座を柱とし、17の科目群を配置して教育目標にあわせたカリキュラムを編成する。また、課外教育においても国内外の看護有識者との公開討論会や海外の大学との学生交流を展開し、全教職員で学生の人間的成長を支援し、幅広い視野と国際性を養う。さらに学校保健分野において看護の知識・技術を持った養護教諭を育成するために、選択制で養護教諭1種を取得のための科目を設ける。」と定め、その上で、4つの講座の教育課程の編成・実施の方針を定めている。

例えば、専門看護学講座では、「成人、老年、小児、母性、精神の各領域から対象者と健康現象を理解し科学的根拠に基づいた援助を行うための理論と方法について履修し、保健医療福祉システムの中で健康のレベルや健康障害に応じた看護を学ぶ科目として成人看護学・老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学を置く。」と定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施の方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された教育課程の編成・実施方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程については、人間科学、基礎看護科学、専門看護学、広域看護学の4つの講座の下に17の科

目群を配置し、これらの科目群を有機的に連携させ、基礎的な知識・技術及び専門的な知識・技術を修得するためのカリキュラムを編成している。教育課程においては、大きく「人間科学科目」「基礎看護科学科目」「専門看護学科目」「広域看護学科目」「統合科目」と区分された科目で編成している。

シラバス冊子に、カリキュラム構成と学年配置を図として示し、学年ごとに履修する科目群と学習目標を分かりやすく記載し、「1年次、2年次には、主に理論や原則などを学び、科学的な思考ができる基盤づくりをします。学年が上がるにつれて、視野を広げ、調整する力や判断力が身につくことを期待しています。特に、3年次には12週間にわたる数種類の看護学実習があり、自律して行動する力が養われます。そして、4年次にはこれまでの学びを統合し、知識・技術の応用力や専門職業人としての態度を形成する科目を設けています。看護学実習においても、1年次の早期から4年次まで段階的に組み込み、並行して演習科目を配置し、看護技術が習得できるようにしています。講義・演習・実習を折り重ねながら進行させています。」と定めている。

また、大学案内において、4年間のカリキュラムの流れを整理し、年次ごとに履修する講義、演習、実習の学習内容を示している。

4年次には、統合科目として卒業研究、看護スキルアップ演習等が配置され、統合力・応用力や、探究・分析力等を養っている。

学士課程において授与される学位は学士（看護学）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

科学的な根拠や原理原則といった判断の拠り所となり得る基盤知識を獲得すること、また、根拠に基づく判断の下に看護実践能力を強化すること、国際性を持ちグローバルな視野を持つこと、心豊かで倫理観を持ち自律的な態度で自己研鑽する看護師を養成すること等、現代における看護教育の課題に応える取組を行っている。

看護研究交流センターでは平成27年度より、文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC)」として平成25年度に採択された「看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業」において、看護学部1～4年次の全学生がチームを組んで定期的に在宅高齢者を訪問する「予防的家庭訪問実習」を実施し、高齢者の生活・環境や地域社会への学生の関心を高めるとともに、それらの学生によるまちづくり等を通じて種々の地域課題に応えている。

また、大分県には看護師国家試験受験資格と養護教諭一種免許状が同時に取得できる教育課程が存在せず、県内の学生から養護教諭として働きたいという希望が多く寄せられていた。実際に、養護教諭の免許を取るために他県に進学する卒業生も毎年複数おり、平成27年度入学生より、養護教諭一種免許状を取得することができるようにしている。大分県内の大学等（大分大学、大分県立芸術文化短期大学、大分工業高等専門学校）との間で単位互換の協定を結び、互換可能な開講科目を設定し、30単位という上限を設けて単位認定を可能にしている。

平成27年度からは1年次生対象に大学ナビ講座を開講している。大学ナビ講座では大学で学ぶに当たり身に付けておくべき基本的な事項（本を読むこと、考えること、文を書くこと）の習得を目指している。

このほか、英語の学習を促進するためにCALL（コンピュータ支援語学学習）システムを取り入れ、授業の空いている時間、土曜、日曜、祝日にCALL室を開放しており、TOEICの試験結果にも効果

が確認できる。

現代の高度化・複雑化した医療を支える高度な知識・スキルを有する看護師を求める社会のニーズに応えるべく、NP教育を大学院博士前期課程で行うとともに、平成23年度より助産師及び保健師養成を完全に大学院教育へ移行させ、学部教育の4年間をかけて、看護師養成のみを行うように変更している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

開講する科目の構成を、授業時間で講義65%、演習10%、実習25%とし、演習では対話、討論を重視した双方向の教育ができるようにしている。

看護学実習の指導体制は、第1段階から第5段階までは、学生1グループ（4～6人）に直接指導の担当教員1人を配置し、さらに数人の担当教員をフォローする専任教員を1人ずつ配置して、実習指導の充実を図っている。第6段階実習は、1施設（病棟）1人の学生配置を原則とし、担当教員は実習施設に常駐せず巡回型とし、学生が積極的に実習指導者と連絡・相談をし、自律性を育成するよう配慮している。6段階の実習を効果的に行うため、看護技術修得プログラムの演習科目を実習の前後に組み合わせて設定し、全看護系教員が少人数制で指導している。

看護技術修得プログラムのサードステップでは、4年次に、これまでに学んだ看護技術を総合的に再学習するため、e-learningによる技術強化を図っている。フォースステップでは、看護師国家試験終了後の卒業直前に、臨床現場で必修の技術でかつ習得度が低い項目について、自由参加型の演習を設定し、実習施設の看護師を招いて指導を受けるなど、正確な技術を獲得させている。

また、看護学実習において、高度先進医療を提供している多忙な現場では学びにくい内容について、学内実習において様々なシミュレーターを活用したシミュレーション教育や、地域の高齢者ボランティアによる協力を得て、コミュニケーションや身体の観察等ができる演習形式を取り入れている。

専門基礎教育と看護専門教育の融合を目的として、看護スキルアップ演習を実施し、グループワークやロールプレイを多く取り入れ、臨床現場で働く看護師による実技等の評価を受けるなど、総合的な判断力の養成に努めている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、10週又は15週にわたる期間を単位として行っている。

各授業科目の授業は、学則第18条第1項に「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする、実験、実習、実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする」と定めている。

毎年度、新入生のオリエンテーションに加えて、全学年を対象に、学生個々の学習目標や社会人入学者等の学習状況に合わせて適切に選択ができるように履修指導を行っている。2年次末には全学生を対象として、これまでの学習の達成度の確認及び学力向上を目指すための進級試験を実施している。時間割上の工夫として、可能な限り5時限及び水曜日の午後は講義科目を配置せず、学生の自主的学習に当てること

ができるようにしている。

平成 27 年度の学生生活実態調査によれば、学生の 1 日の平均授業時間外学習時間は、1 年次生が 1.1 時間、2 年次生が 0.8 時間、3 年次生が 0.7 時間、4 年次生が 1.4 時間であるが、学生の学習時間についてより正確な把握に努める必要がある。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

「シラバス (授業ガイド)」として冊子体のシラバスを毎年作成し、最新版を学生全員及び教員に配布している。内容は、授業科目の詳細を 1 科目 1 ページの構成で、ねらい、科目の概要、授業計画、評価方法、テキスト、その他、という項目で整理し、学生に明示している。また、シラバスは新年度のオリエンテーション時に利用するとともに、電子版を大学ウェブサイトで公開している。また、授業科目の紹介部分は、更に詳細な検索機能を備え、冊子体には含まれない学習上の留意点や受講者へのアドバイス、授業のキーワード等を付加して、学内者限定のウェブサイトに公開している。

教育研究委員会に、シラバス・カリキュラム関連の主担当者を配置しており、毎年度、シラバスが適切に記載されているかを確認している。

新入生オリエンテーションでシラバスの使い方を説明するなど、活用に向けた学生への解説を行い、シラバスの利用に関するアンケート結果によれば、90%前後の学生が「履修科目の選択」や「授業準備のため」に用いていると回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足学生への支援は、学生生活支援委員会が行う個別対応、学力不足を補う基礎的な科目の開設を行っている。

個別対応としては、学生生活支援委員会が中心となって 1 年次生を対象に学習相談会 (希望者) を実施しているほか、担任制による基礎学力不足の学生への個別指導を行っている。

基礎科目の開設は、1 年次生対象に自然科学の基礎を開講している。高等学校までに学んできた生物、物理、数学、化学の基本的事項を復習し、看護学を専攻する学生の基礎学力を一定レベルに保つことを目指している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程 (夜間学部や昼夜開講制 (夜間主コース)) を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業 (添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業 (スクーリングを含む。)、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分に担うことのできる人材を育成することを教育理念として挙げている。この教育理念・教育目標に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めている。

「本学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生には、学位が認定される。

- 1 確かな看護の力・技術力を身につけている
- 2 看護を遂行するための幅広い知識と観察力・臨床推論能力、マネジメント能力を有している
- 3 心豊かな人間性と倫理観を備えている
- 4 より健康な社会の実現に向けて自らを磨き、改革・改善する力を有している
- 5 国際性を持ち、多くの職種や人々と連携・協働する力を備えている

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学則第 20 条には A、B、C、D の段階で評価し、A、B、C を合格とすること、履修規程第 8 条には A、B、C、D の評価基準となる点数がそれぞれ 80～100 点、70～79 点、60～69 点、60 点未満と示されている。

履修規程第 5 条には、学習の評価の方法が示され、学習の評価は、「原則として試験により行う」、試験は「筆記、口述、レポート等の提出及びその他の方法により授業の中で適切な時期に随時実施する。ただし、授業の出欠状況等により、受験を許可しないことがある」としている。

また、シラバスにおいて個々の授業科目の「ねらい」が記されており、学習の到達目標がわかる工夫となっており、評価方法も併せて示されているものの、一部成績評価基準が不明瞭な科目がある。

また、GPA（Grade Point Average）制度は平成 28 年度には導入されていなかったが、平成 29 年度から導入されることとなっている。

卒業の認定については、教授会の議を経て学長が卒業を認定すると学則に定めている。学則は学生便覧、履修規程はシラバスに掲載されており、いずれも学生全員に配布されている。さらに、これらは年度当初のオリエンテーションで学生全員に周知を図り、シラバスについては冊子の配布だけではなくウェブサイト上にも公開してパソコンやスマートフォンを利用して閲覧可能にして周知の徹底を図っている。

これらのことから、成績評価基準が不明瞭な科目があるものの、組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は、一部の科目（看護技術習得プログラム）を除き、シラバスに明記された各授業科目の成績評価基準に基づき、担当教員の責任において実施している。科目ごとの年度別成績の分布については調査を行っているものの、科目間の偏りが大きく、検討を行う必要がある。

成績評価に対する学生からの疑義に関しては「成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の取扱い」に定められており、冊子体のシラバスに掲載されている。成績一覧表配布後、成績評価に対して疑義

があった場合、2週間以内であれば教員及び非常勤講師に口頭による問合せ及び口頭による問合せができない場合は質問書を教務学生グループで受け付けるシステムとなっている。学生が回答及び成績評価に納得できない場合は「成績に関する申立て書」に、納得できない理由・根拠を記入して教務学生グループに提出し、教育研究委員会で検討することとなっている。「成績に関する申立て書」の受付は口頭で説明を受けた日又は質問書に対する回答を受け取った日から、1週間以内とすることが定められている。この制度についてはオリエンテーションや掲示板への掲示により学生に周知が図られている。

これらのことから、科目間の成績評価の分布に偏りが認められるものの、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定については、学則第36条に、修業年限以上在学し、必要単位を修得した者を教授会の議を経て学長が認定すると定めている。卒業に必要な単位数については学則第17条に必修科目129単位、選択科目6単位の合計135単位以上と定めている。これらは学生便覧及びシラバスに記載されており、両冊子とも学生に配布され、周知が図られている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院博士前期課程の健康科学専攻においては、教育課程の編成・実施方針を下記のように定めている。

- 「1. 6つの専攻領域から1つの領域を選択し、少人数・双方向的な環境の下、選択した領域の科目を中心に学ぶことを通じて、専門的な知識と分析能力を修得させる。
2. 修士論文の作成を通じて、専攻領域における様々な課題に対し、柔軟に対応・解決できる研究能力を修得させるため、人間科学系と看護学系教員の2名体制により研究指導を行う。
3. 学内外での研究発表の機会を通して、論理的に構成された発表およびディスカッションができるコミュニケーション能力を身につけさせる。
4. 研究推進に必要な語学力を修得させるため、共通科目として、英語論文作成概論、原書講読演習、Intensive English Studyを設置する。
5. 研究推進に必要なスキルを修得させるために、共通科目として、保健情報学特論、健康科学研究特論を設置する。」

看護学専攻の教育課程の編成・実施方針も同様に定められている。

また、大学院博士後期課程においても同様に定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

博士前期課程の教育課程は、両専攻とも専門科目、共通科目、特別研究の3つの科目群から構成されている。

看護学専攻の専門科目群には、研究者養成コース及び看護管理・リカレントコース向けの基盤看護学、発達看護学、広域看護学、保健行政看護学（看護管理・リカレントコースのみ）、NPコース向けのNP共通科目、老年NP、小児NP、助産学コース向けの助産学、広域看護学コース向けの広域看護学の9群の科目を配置している。各コースごとに、それぞれの科目群から修得すべき科目や単位数を定めている。特別研究としては、研究者養成コースでは特別研究（12単位）を、実践者養成の4コースでは課題研究（3単位）を修得するよう定めている。

健康科学専攻の専門科目群には、健康生理学領域、環境健康科学領域、健康運動科学領域、放射線健康科学領域、健康情報科学領域、メンタルヘルス学領域の6領域の科目を配置し、それぞれの科目群から修得すべき科目や単位数を定め、さらに特別研究（12単位）を修得するよう定めている。

大学院課程において授与される学位は、博士前期課程の看護学専攻は修士（看護学）、健康科学専攻は修士（健康科学）、博士後期課程の看護学専攻は博士（看護学）、健康科学専攻は博士（健康科学）である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院は、社会の要請及び最新の学術動向に応じて看護学専攻の改変を続けてきている。平成20年度には看護学専攻を実践者養成と研究者養成の2コースに分け、前者には助産学コースとより高度な看護職の育成を目指すNPコースを置いている。さらに、平成22年度には管理者コース（現在は看護管理・リカレントコース）、平成23年度には広域看護学コースを追加した。平成28年度からは、NPコース修了生が県内施設で活動できる仕組みを整えるため、入学定員に地域枠を追加している。

看護管理・リカレントコースや研究者養成コースにあっては、社会人が働きながら就学できるよう、可能な限り夜間に授業や研究指導を行える体制をとっている。平成20年度より大学院生実務経験推奨制度（通称ギャップ制度）を導入している。さらに、平成20年度より大学院長期履修制度も設けており、学術の発展動向や社会的ニーズを十分配慮しつつ大学院教育を改革している。

カリキュラムには、大学院レベルの学習と研究で不可欠な英語力を強化する目的で、「原書講読演習」「英語論文作成概論」及び「Intensive English Study」を設けるとともに、e-learningで自学できる環境を整備している。

健康科学専攻については、看護師以外の医師や管理栄養士等、多様な背景を持つ人の受入を想定していることから、各自の指向に合わせ6つの専攻領域から専門科目を選ぶことができるようにしている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

授業は、講義、演習及び実習からなっている。例えば、博士前期課程の看護学専攻の実践者養成コース（4コース）の授業形態の組合せは、講義50.7%、演習21.0%、実習22.4%、特別研究・課題研究5.9%である。博士後期課程の2専攻においては、講義31.3%、演習18.8%、特別研究50.0%である。

講義はコースごとに少人数の授業であることを活かした学生参加型の講義となるように配慮している。演習では学生に課題や文献を提示し、学生の問題解決の過程を教員が指導する方式で進めている。NPコー

ス、広域看護学コース及び助産学コースでは、実習の単位数が多いため、実習に出るための演習を関連付けて学内で行うなど、学生の技術向上を支援する工夫がされている。

NPコースにおいては、質を担保する段階的試験の一環として、2年次に進級する際に進級試験を実施している。

健康科学専攻では、専攻領域によっては実験を取り入れて指導を行う演習が配置されている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されている。

大学院学則第14条に単位の計算方法が示されており、講義及び演習については15時間から30時間の範囲で、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で1単位とすると定めている。

授業の回数は、シラバスには1単位に換算するとおおむね7回から8回で行われているものが多い。看護学専攻のコースによっては1単位を10回あるいは11回で行われているものもある。

研究科における単位の实質化・学習時間の確保は、各授業のシラバスによって計画されるとともに、大学院学生の自発的な研究活動、教員との密なコミュニケーション等により実現されている。

大学院学生を対象とした学習時間の実態調査等は行われておらず、実態把握等の一層の取組が望まれるものの、基本的に少人数教育が行われており、単位の实質化に向けた配慮がなされている。

また、NPコースにおいてはNPの質を担保するために進級試験を実施しており、その合格基準を80点以上としている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、講義等の概要、評価方法、使用教材を記載している。

シラバスは、新入生オリエンテーションで新入生に冊子体を配布し、全教員及び在学生には電子版を大学サーバからダウンロードできるようにしている。使い方はおおむね理解されており、科目履修登録や論文作成の際に用いられている。シラバスについて博士前期課程の大学院学生にアンケートを行った結果では、回答者の64%がシラバスを「よく使う」又は「ときどき使う」と回答しており、使う目的は履修科目の選択、科目内容の確認等である。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間授業は、18時から21時10分までの2コマの時間割（6時限、7時限）を設定している。多くの学生が地元の病院等で働きながら在学しているため、授業開始を18時に設定している。研究指導では学生と指導教員との間で時間調整を行い、柔軟な対応をして適切な時間帯を設定して指導を行っている。

また、やむを得ない事情により修業年限内での修業が難しいと認められる者に対しては、長期履修を可能として、履修が計画的に行われるよう指導する制度が設けられている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がな

され、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士・博士の指導教員に関するガイドラインにおいて、研究指導は、大学院学生の希望を考慮して2人の教員（主指導教員と副指導教員）を当て、指導を行うこととしている。

博士前期課程においては、「修士研究指導ガイドライン」において、研究テーマの選定から研究論文の作成に至る指導の概要を定めている。指導教員による個別指導と「原書講読演習」以外に加え、共通科目「看護科学研究特論」「健康科学研究特論」「英語論文作成概論」、学位論文において、科学的研究の方法論を系統的に教授している。博士前期課程では、看護学専攻の「看護科学研究特論」及び健康科学専攻の「健康科学研究特論」において、研究倫理に関する講義を1コマ設け、学内の研究倫理・安全委員会に提出する研究計画の承認申請書の記載事項に至るまで具体的に教授しているほか、研究不正防止のため、大学院学生をCITI Japan プロジェクトのe-learningに全員登録・受講させている。

さらに学位論文作成の途上において、大学院学生が全教員と自由に討論してコメントを受けられる機会としての、論文レビュー報告会、研究計画報告会、及び研究中間発表会の機会を設けている。

看護学専攻の実践者養成の各コースでは、特別研究ではなく、課題研究を課している。これに対しては課題研究指導ガイドラインを示している。

博士後期課程においては、「博士研究指導ガイドライン」において、研究テーマの選定から博士論文の作成に至る指導の概要を定めている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院博士前期課程の健康科学専攻においては、学位授与方針を下記のように定めている。

「本学では、以下のような能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生には、博士課程（前期）の学位（修士（健康科学））が認定される。

- 1.健康科学に関する確かな知識を持ち、研究を進めるために必要な技法および語学運用能力を身につけている。
- 2.各自の専門領域における幅広い知識をバックボーンとし、対象者の身体的・心理的・社会的な健康状態について理解することができる。
- 3.対象者の健康状態を理解するために必要な技能を修得し、適切な方法でそれを利用・表現することができる。
- 4.対象者の健康状態の理解に積極的取り組み、その増進に貢献しようとする意欲を有している。」

看護学専攻の学位授与方針も同様に定められている。

また、大学院博士後期課程においても同様に定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院学則第16条に成績評価はA、B、C、Dをもって表し、A、B、Cを合格とすると定めている。また、大学院履修規程第6条には、学修の評価は原則試験で行うこと、試験は筆記、口述、レポート等及びその他の方法で行うとしている。第9条にはA、B、C、Dの得点を示し、通常の科目は60点以上を合格とすること、NPコースの専門科目においては80点以上を合格とすることが記載されている。

これらは学生オリエンテーションにおいてシラバスを用いて周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学生が成績評価等の客観性・厳格性に疑義を抱いた際に備えて、「成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の取扱い」を作成し、シラバスにより学生への周知を図っている。具体的には、まず直接口頭で専任教員へ問い合わせ、専任教員は学生の納得が得られるよう理由を説明することとし、この回答に対し学生が納得できない理由・根拠を文書で提出した場合には、研究科教育研究委員会で検討することとしている。ただし、実際にこのシステムを利用した学生はこれまでにない。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士論文については、修士論文審査要領が定められ、冊子体の大学院シラバスに掲載されて学生に周知が図られている。これには論文審査の方法を定めており、また付録として付された「修士論文審査のためのクライテリア」においては、研究目的の明瞭性、先行研究のレビューの完成度、研究方法の適切性、結果の解釈の適切性、考察の適切性、引用文献の適切性、論文としてのまとまりの観点から評価を行う、と定めている。課題研究については「課題研究指導ガイドライン」において単位認定を指導教員が行うこととされているものの、希望により指導教員2人が修士論文に値すると認め修士論文審査申請書を提出した場合は審査を受けることが可能であるとし、「課題研究論文審査のクライテリア」において、研究目的の明確性、先行研究レビューの完成度、研究方法の適切性、結果の解釈の適切性、考察の適切性、引用文献の適切性、論文としてのまとまりの観点から評価を行う、と定めている。

なお、論文審査会で指摘された事項は、修士論文審査要領に従って文書で学生に提示されると同時に、電子ファイルを1か月間学内サーバに掲載して、審査結果や指摘事項を全教員が閲覧できるようにしている。

博士論文については、自己評価書提出時には評価基準が明文化されていなかったものの、平成28年度

内に「博士論文審査要領」の付録として「博士論文審査のためのクライテリア」が追加されている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 看護実践力向上のためのプログラム(看護技術修得プログラム、看護スキルアップ演習)を活用し、学生の看護技術の修得、総合的な判断力の養成に努めている。
- 文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC)」として平成25年度に採択された「看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業」において、平成27年度から、看護学部1～4年次の全学生がチームを組んで定期的に在宅高齢者を訪問する「予防的家庭訪問実習」を実施し、高齢者の生活・環境や地域社会への学生の関心を高めるとともに、それらの学生によるまちづくり等を通じて種々の地域課題に込えている。

【改善を要する点】

- 科目間の成績の分布について、組織的な検討がなされていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程の平成23～27年度における標準修業年限内の卒業率は86.4～92.8%であり、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は、95.1～98.8%である。大学院課程の標準修業年限内修了率と「標準修業年限×1.5」年内修了率は、博士前期課程（平成21～25年度入学者）ではそれぞれ83.3～92.9%、88.9～100%、博士後期課程（平成20～24年度入学者）ではそれぞれ0～33.3%、0～66.7%である。

学部学生の留年率は平成23年度以降、2.7～4.3%で推移している。

学士課程2年次末に実施される進級試験は、平成19年度から行っている。一度の再試験を認めており、平成22～27年度においては、97.4～100%が合格している。平成27年度2月に実施された2年次生を対象とするアンケート（有効回答率94.0%）では「進級試験はこれまでの学習を整理するきっかけになったか」という問いに対して40.7%が「非常にそう思う」、43.2%が「まあそう思う」と回答している。

看護師・保健師・助産師の国家試験合格率は、全国平均合格率を上回っており、平成27年度の合格率は、看護師97.4%（全国平均合格率89.4%）、保健師100%（同89.8%）、助産師100%（同99.9%）である。

卒業時の看護技術について、看護技術修得確認シートによる集計で、平成27年度は、全体（n=60）の70%の学生が「AA」46項目（卒業時に単独で実施できてほしい技術項目）のうち41項目（約9割）の看護技術項目を「単独で実施できる」と自己評価し、平成26年度の学生の達成状況と比べると、単独で実施できる項目数が7項目増えている。

大学院についてみると、平成22～27年度に提出された修士論文・博士論文は21編であり、これらに関連して平成27年までに学術誌に掲載された学術論文（査読付）は17編である。特に、NPコースの修了生は、修了後も大学からフォローアップを受け、活動の成果を雑誌や学会で発表している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成27年度における講義科目の授業評価結果では、「授業の満足度はどれくらいですか」に対して5段階評価（4が最高値）で平均3.1の評点である。

2年次末には入学後に受けた教育について達成度のアンケートを毎年実施している。この調査では、「自然科学の基礎」を本学で学ぶ意味が理解できている」「健康科学実験」を本学で学ぶ意味が理解できている」「看護に関する専門知識が身につく」「看護に関する専門技術が身につく」の設

問に対し、それぞれ56.8%、66.7%、93.9%、91.3%が「非常にそう思う」又は「まあそう思う」と回答している。

平成27年度に行われた卒業生向けのアンケート（有効回答率55.4%）では、大学の教育について「看護に関する専門知識を修得すること」の設問に対し97.6%が「非常に効果的」又は「まあ効果的」と回答し、卒業研究について「論文作成や発表準備が、自ら学び考える機会となりましたか」の設問に対し92.7%が「非常にそう思う」又は「まあそう思う」と回答している。一方で、大学の教育について「社会情勢の変化や科学の変化に対応すること」及び「自ら進んで創造的に学習に取り組むこと」の設問に対する「非常に効果的」又は「まあ効果的」と回答したのはいずれも48.8%である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成23～27年度における学部卒業生の就職希望者の就職率は94.8～100%である。そのうち、県内就職率は27.8～52.7%であり、就職先は県内外の医療保健機関が多い。

平成27年度の大学院への進学者は卒業生78人中、19人であり、うち11人が当該大学の大学院に進学している。

看護学専攻のNPコース、看護管理・リカレントコース、研究者養成コース及び健康科学専攻の大学院修了者のほとんどは社会人であることから、所属する職場に完全に復職している。助産学の修了者は大分県内外の医療機関で助産師として、広域看護学の修了者は大分県内の保健師として就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年度より大分県内に就職した学生のフォローを目的として教職員及び就職支援委員が中心となって病院等を訪問し、卒業生・修了生の就労状況や大学への要望について尋ねている。また、ホームカミングデイを開催し、卒業生・修了生との意見交換を行うとともに、参加した卒業生・修了生に、当該大学の教育が役立った看護実践についてアンケートを行っている。

ホームカミングデイ参加者に対して自己評価委員会が行った「本学の教育が現在の看護活動に役立っているか」というアンケートの結果では、「看護実践の記録」「対象者の観察や情報収集」「患者とのコミュニケーション」についてそれぞれ75.0%、77.5%、85.0%が「非常に思う」又は「思う」と回答している。

広域看護学コース修了生、助産学コース修了生については、市町村保健師として就職した関係機関の部署や市町から「家庭訪問に安心して出せる」「個人と集団の健康課題や社会的要因を複合的に捉えることができる」「大学院修了生（3年目）は、1年目から優秀で、外来指導や母親学級なども行っているし、助産師外来（5年目）以外はすべてできている」等の評価を得ている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- NP（Nurse Practitioner）コースの修了生は、修了後も大学からフォローアップを受け、活動の成果を雑誌や学会で発表している。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

校地面積は71,130㎡、校舎等の施設面積は16,485㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義棟には、講義室（8室）、語学学習施設、図書館・食堂棟には附属図書館、演習室（8室）、情報処理学習施設、実習・研究棟には実験実習室（8室）、教員研究室（43室）がある。

交流棟には、主に学生が活用する就職相談室やサークル室等を整備し、屋内外運動施設も整備している。

これらの設備・施設を利用する場合には、教職員はグループウェアにより自由に予約を行うことができ、学生は事務局・教務学生グループを通じ、学外利用者は総務グループを通じて予約することができる。

さらに学生・教員の効果的な看護実習の充実を図るため、主たる看護実習医療機関の一つである県立病院の隣に校舎面積1,077㎡の研修・実習センターを整備している。また、実験動物を飼育するための動物舎も有している。

施設・整備のバリアフリー化については、各棟の出入口は段差の解消、障害者用の駐車スペース、車いす利用者が使用可能な多目的トイレの設置を行っている。

LED外灯を設置し、防犯カメラも増設して守衛室から見えるようにして防犯・安全対策を高め、室内灯は人感センサーに変えている。

平成27年度は、地震による天井脱落対策として、室内高6mを超える体育館、講義棟1階の講堂及び図書館・食堂棟2階の附属図書館の吊り天井耐震化の設計及び工事が完了し、施設・設備の更なる安全性の向上を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学内の情報ネットワーク関係の運営管理は情報ネットワーク委員会が行っている。

教育面では、情報処理教室、メディアセンターの整備、イントラネットを介したサーバに置いた教材活用やインターネットを介した教育等を行っている。情報処理教室には48台のパソコン、3台のプリンタ及び2台のスキナー、メディアセンターには21台のパソコン、1台のプリンタ及び2台のスキナーを設置している。

学習面では、情報処理教室の学生への開放（8時から22時）、学内無線LANを通じた学生のパソコン

やタブレット型端末からのインターネット利用、nekobus と呼ばれるサーバの設置を進めている。

また、大学ウェブサイトには学生のページが設けられ、シラバス、卒業研究アーカイブ、就職・進路・キャリア支援のための情報、学生支援に関する必要な情報が掲示され、電子掲示板としての機能を果たしている。

情報セキュリティ対策として、平成 26 年度には情報セキュリティ基本方針に関する規程を改定、情報セキュリティ対策基準をウェブサイトに掲載するなどの対策を行っている。

情報処理室の施設満足度は学内施設内において 2 位であり、学生から満足できる施設であると評価されている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の面積は 929 m² であり、閲覧座席数は 88 席である。蔵書数は図書 74,260 冊（うち、外国書 7,167 冊）、学術雑誌は 245 種（うち、外国書 40 種）、視聴覚教材は 2,112 点、利用可能な電子ジャーナルは 7 種である。平成 27 年度の入館者数は延べ 17,735 人で、貸出冊数は延べ 8,054 冊である。

図書館の蔵書数は平成 10 年の開学以来増加しており、平成 27 年度には 7 万冊を超えている。蔵書の選定は各担当科目から推薦された書籍を購入すること以外に、教育研究に必要な書籍を教職員から推薦を受けて図書委員会で選定し、看護系大学の学生の学習や教員の教育研究にふさわしい図書や学術雑誌を系統的に整備している。大学院の NP コース及び平成 27 年度に新設された養護教諭の教育課程の教育に必要な図書や学術雑誌の購入も系統的に行っている。

学生便覧には図書館の開館及び休館、図書館の利用方法、複写等の各種サービス、図書館利用上の注意を掲載して周知を図っている。開館時間は、9時から 20 時、休館日は土曜、日曜、祝日と年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）である。また、一部の土日等を休日開館日としている。大学院学生は、図書館閉館時間帯にもカードキーで入館できるようにしている。

また、学生が自主学習や自由討議に活用できるスタディールームを 2 室整備している。

図書館は学生や教職員以外に学外者、卒業生や修了生に利用されている。文献取り寄せサービスは卒業後利用にも役立っている。また、電子書籍の導入を行い、学生及び教員が実習中等でも図書をどこでもいつでもより便利に利用できるように整備を行っている。図書館は食堂棟の 2 階 3 階にあり、実習室や研究室とも行き来しやすい位置取りになっており、学生による施設満足度では最も高い評価を得ている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、図書館・食堂棟の 2 階にメディアセンター、情報処理教室やカレッジホールを整備し、学生便覧で紹介されている。演習室は許可制、飲食禁止で学生にも開放されている。

そのほかに看護実習室も自学自習に供しており、学生は担当研究室に申し出ればいつでも看護技術の練習が可能である。また、4 年次生は、卒業研究のために配属された研究室も学習環境として利用できるほか、国家試験前には講義室も自主学習に使用することができる。

学生生活実態調査における学内の学習場所の状況を見ると、3 年次生の 4 割程度が主な学習場所として

いるなど図書館の利用率が高い。1年次生は教室で、4年次生の場合は研究室で勉強する者が多い。情報処理室は3年次生、カレッジホールは1、2年次生の利用が相対的に多い。

大学院学生については、平成27年度に大学院生室の環境整備を行うとともに、メディアセンターを22時まで自由に使えるようにしている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学生生活支援委員会の下、毎年4月に、全学年対象のオリエンテーションを開催し、履修についての説明を行っている。これに加えて、新入生に対しては、人間科学科目の選択について説明会を開催している。養護教諭免許状取得に必要な科目選択についても、別途説明会を行っている。

卒業研究に係る研究室配置については、3年次生の冬にガイダンスを実施し、配属研究室の選択・決定方法と日程等を説明している。決定に当たっては、研究室紹介、研究室訪問等を通じて、研究室決定の援助を行っている。

大学院のオリエンテーションは、教務や図書館等全体のオリエンテーションのほか、各コースの授業内容の説明、課題研究・修士論文作成のための大学院教員の紹介等が実施されている。

オリエンテーションについて学部新入生に質問紙調査（有効回答率100%）を行った結果、全体を通しての感想は「良かった」又は「まあ良かった」が9割以上であり、カリキュラムの概要に対する理解度は約8割以上である。選択科目履修に対する理解度は平成23、24年度は7～8割であったが、それ以外は9割以上である。養護教諭教職課程履修に対する理解度は8割以上である。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

担任制、コンタクトグループ、オフィスアワーにより学習支援を行っている。担任の主要な業務は休学者、学業不振者、生活上の問題を抱えるなどの学生への対応が中心であり、特に問題を抱えない一般学生との関わりはメール等による情報提供程度に限られている。コンタクトグループは、学年を縦断した学生・教員間交流を行うもので、交流を通して学習・生活両面の指導助言を行っている。これらについての学生満足は、学生生活実態調査に含めて調査している。

平成27年度の調査結果では、オフィスアワーについて「制度の存在を知らなかった」という回答が全体の52.5%を占めているが、学生はいつでも研究室を訪問することを認められており、教員の指導は行き届いている。担任制について「役立っている」又は「まあ役立っている」という回答は全体の18.7%である。一方、教員との交流に対する満足度は約5割が「満足」又は「やや満足」と回答し、不満を持つ者はほとんどいない。学年が上がるにつれ、「わからない」という回答が減り「満足」の回答が多くなり、4年次生では約8割の肯定的回答が得られている。また、留学生には外国人教授と英語の堪能な日本人講師が国際看護学研究室に配置されており、英語を共通言語とした学習指導や支援が可能である。

現在、障害者は在籍していないが、バリアフリー環境等を含めて受入体制が整っているほか、平成28年5月に「障がいや理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」及び「同要領における留意事項」を制定し、学内の推進体制等を整備している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動については、平成28年3月現在、計19サークルが大学の許可を受け、活動している。学内施設にはグラウンド、テニスコート、体育館等を有しているほか、サークル室を交流棟3階に整備しており学内で施設を利用する場合は所定の書式で申請を行うことにより、ほぼ全面的に施設活用が認められている。

学生生活支援委員会において、サークル活動支援、自治会活動支援担当教職員を定めている。また、理事と自治会役員の懇談の機会もある。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するために、学生生活実態調査において、居住形態・住居費・生活時間・アルバイト状況・犯罪被害経験・大学への要望等、生活面の状況について多面的に調べ、学生のニーズ把握に努めている。ほかに、担任、学生生活支援委員会、卒業研究の研究室指導教官、コンタクトグループ等、多層的に多くの教職員が、学生生活を支援している。

また、保健室（学生相談室）に保健師（非常勤）1人を配置し、学生の相談に当てている。さらに、平成27年度からは精神科医1人及び臨床心理士2人を委嘱し、必要に応じて年間40回の相談ができるように緊密な連携をとることとしている。

健康管理（保健室・保険・感染症対策・喫煙・飲酒）・学生相談・オフィスアワー・コンタクトグループ・学年担任制・生活安全（防犯やカルト、悪徳商法等）について学生便覧に記載するとともに、オリエンテーションにおいて説明している。

平成27年度における保健室の来室人数は延べ808人であり、来室目的は健康相談459件、継続140件、休養85件、一般相談83件、薬48件、処置46件、医療機関紹介38件、その他188件である。

ハラスメントについては、自己評価委員会の下、ハラスメントの防止に関する規程において、防止対策や問題解決手続き等を定めている。この規程は学生便覧や大学ウェブサイトに掲載、また、学内に情報を掲示するなど、学生への周知を図っている。

就職相談については、就職支援委員等の教職員が、個々の学生の志望や内定状況を確認し、就職・進路相談に応じている。就職情報コーナーの設置（交流棟2階）、年2回の就職ガイダンス説明会や就職模擬面接を実施している。また、大学院においては、広域看護学コース学生に対して公務員対策講座を実施している。

留学生、障害者等、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援は、学生生活支援委員会、国際交流委員会等が所掌しており、この5年間に留学生1人、障害者1人が卒業している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構等の奨学金については、平成27年度は、学部学生が58人、大学院学生が4人利用している。このほかの奨学金についても、学部学生が6人、大学院学生が1人利用している。個々の奨学金については募集があるたびに、学生用掲示板で周知を図っている。地域看護学実習に係る交通費及び宿泊費については、費用の一部を後援会が援助している。

生活保護家庭又は生活困窮者に対しては、授業料を減免する制度を用意している。減免実績は、平成23年度は10人、平成24年度は12人、平成25年度は9人、平成26年度は9人、平成27年度は14人である。

奨学金及び授業料減免については入学時オリエンテーションで説明しているほか、学生便覧にも記載している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

内部質保証システム体制として、学部教育では教育研究委員会、大学院教育では研究科教育研究委員会を組織している。

教育研究委員会は学部長以下6人の委員、及びオブザーバーとして学長と研究科長を加えて構成している。カリキュラム、シラバス、看護学実習、卒業研究、進級試験、健康科学実験等の責任担当者を決め、毎年計画、実施、評価を行い教育の質の改善を図っている。

基幹実習施設の指導者からのヒアリングによる評価及び大学看護系教員による実習に関する意見を基に、平成27年度は実習改革WGがSWOT分析(強み・弱み、機会・脅威の分析)で課題を明らかにし、実習指導体制の見直し等を行っている。また、進級試験の改革を行い、試験問題の出題方法と難易度を適正なものとするなど、様々な面からの学部教育に関連する評価・改善を行っている。

研究科教育研究委員会は、研究科長以下各専攻・コース(研究者養成、NP、広域看護学、助産学、看護管理・リカレント、健康科学専攻)の責任者5人が委員となり、オブザーバーとして学長を加えて組織され、教育の質を確保する体制が整備されている。平成27年度は入試方法の一部見直しをして入試委員会に諮る、NPコースに地域枠を設ける、大学院広報の強化策を打ち出して実施する、メディアセンターの利用方法を大学院学生のカードキーで22時まで利用できるように改定する、ゼミを月1回参加必修とする制度に変更するなどの様々な面からの大学院教育に関連する評価・改善を行っている。

これらの教育の内部質保証の活動については、自己評価委員会において点検の評価が行われている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員(学生及び教職員)の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的に継続的に適切な形で活かされているか。

学士課程においては、自己評価委員会が学生による授業評価アンケートを各教員3年に1回、1科目以上を対象として毎年15人程度の教員について実施し、集計結果を教員へフィードバックしているが、学生への公表は行っていない。

また、2年次修了時に、カリキュラムや学習の成果等についてのアンケートを実施している。4年間の大学生活についての意見を卒業前に学生からアンケート形式で聴取し、その結果は教育研究審議会を經由して報告されている。アンケートにより改善に結び付いた例としては、進級試験の出題方法の見直しや、

1、2年次の実習の時期について、インフルエンザの流行期の2月を避け12月に変更したこと、ソウル大学との学生交流について派遣する学生を3、4年次生を中心としたこと等が挙げられる。

また、学部学生の生活支援については、学生生活支援委員会が学生生活実態調査を毎年実施し、集計結果を学内公開すると同時に、必要な改善点について教育研究審議会で審議され、対応策がとられている。

大学院ではコースごとに責任者、指導教員・副指導教員が授業や実習を通して学生の意見を随時聴取し、改善に努めている。研究科長による学生からの直接ヒアリングに基づきカリキュラムの改善や研究生室の使用方法の見直し、備品、IT設備、収納スペース等の整備を充実させている。

教職員からの意見は、毎年、学長が全教員と専門職員（図書館司書及び保健室保健師）を対象に10分～15分の面接を1～2回実施している。教育、研究に関する事項、大学運営に関する事項等で日頃感じていることや改善すべきこと、課題等について自由に学長と語り、学長が課題を整理し、役員会及び教育研究審議会で検討し、具体的、実践的な改善・改革につなげている。

これらのことから、学生による授業評価アンケートの結果が学生に公表されていないものの、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外者からの意見を取り入れる方策として、教育研究審議会に外部委員を置く、学生の就職先の施設を訪問して面談を行う、施設を訪問しての聞き取りを行う、実習施設へアンケートを行う、卒業生や修了生の話を聞く機会を設けるなどしている。これらを通じて、教育の質の改善や向上に役立っている。一例として、熊本・大分地震の後に、学生保険に災害特約を含めるよう、全員に指導したこと等が挙げられる。

教育に関する審議をする教育研究審議会には構成メンバーとして学外委員を置き、毎回コメントを得ている。

卒業生の就職先のうち5か所程度の施設を選び、就職支援委員（教職員）及び関連の深い教員数名が病院を訪問して看護部長や師長等と面談し、大学の教育に対する意見を得ている。面談で得られた意見は、就職支援委員会で検討した後、教育研究審議会に報告している。

看護学実習における意見交換の場として、平成23年度から「実習指導者教員交流会」を年に1度開催している。実習施設は現在は5か所に増やし、実習指導者の建設的な意見や改善案等が出される貴重な機会となっており、実習指導体制の強化につながっている。

大学院博士前期課程のNPコースは、特定行為研修指定研修機関として指定されたことを踏まえ、「特定行為研修管理委員会」を設置し、外部委員4人（学識経験者、医師会、薬剤師会、看護協会）、学内教員4人から組織され、年3回の委員会を開催して統括管理を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FD活動は自己評価委員会の担当となっており、授業評価、新任職員研修、国内外の研修派遣、アニュアルミーティング、各種研修会のように様々な活動が実施されている。

授業評価は助教以上の教員においては3年に1回以上の授業評価を受けるものとしている。新任教職員研修は毎年実施されている。また、短期派遣研修として、平成27年度は海外に2人、国内に1人を派遣し

ている。アニュアルミーティングは各研究室が1年間の研究成果をポスター形式で発表するものであり、毎年約20演題が発表されている。

各種研修会は、この6年間で科研費申請関連6回、人権関連研修5回、研究倫理・安全委員会関連3回、研究関連2回、学生理解関連1回、プロジェクト関連2回、ハラスメント相談員研修2回が実施されている。若手教員を対象とする授業アドバイスは9回実施されている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者や教育補助者に対する資質向上の取組として、新任教職員研修、「助手・助教の会～助助会」の開催等の学内で定期的に行うもの、公立大学協会が実施するSD研修等の各種研修への派遣がある。

毎年4月に開催する新任教職員研修は、事務職員も対象であり、事務職員も含めた全スタッフが大学の理念を理解し、教育活動に臨めるよう配慮している。

「助手・助教の会～助助会」は、平成25年度から看護学実習指導を担当する助手、助教が、同僚性・関係性を構築し、学生・指導法に関する意見交換を行う場として年に3回開催されており、この取組は日本看護倫理学会誌で報告されている。

研修派遣として、事務職を公立大学協会が実施するSD研修をはじめとする各種研修に派遣して事務職としてのスキルアップに努めている。

その他、ハラスメント相談員を対象とした相談員研修、九州地区大学図書館協議会、公立大学協会図書館協議会総会に、図書館職員を派遣している。人権研修を全職員の参加を義務として、毎年度実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年、学長が全教員と専門職員(図書館司書及び保健室保健師)を対象に面接を1～2回実施し、改善につなげている。

【改善を要する点】

- 学生による授業評価アンケートの結果が学生に公表されていない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 27 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 2,825,760 千円、流動資産 315,144 千円であり、資産合計 3,140,904 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 417,263 千円、流動負債 83,266 千円であり、負債合計 500,529 千円である。これらの負債については、長期及び短期のリース債務 18,104 千円を含んでいるものの、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である大分県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 23 年度から 5 年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 24～29 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、当該大学の学内役員会、教育研究審議会、経営審議会及び理事会の議を経て、決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 27 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 919,568 千円、経常収益 952,866 千円、経常利益 33,297 千円、当期総利益は 44,829 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 238,874 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の教育、研究経費の予算配分に当たっては、学内役員会、教育研究審議会、経営審議会、理事会での審議を経て決定した予算編成方針に基づき、経営審議会並びに理事会で予算を決定し、教育研究活動に必要な経費を配分している。

施設設備の整備に関しては、大分県との協議により、所要額を確保し計画的に整備している。

さらに、大学の特色となる教育・研究等には重点的に人材を確保している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

財務諸表等については、地方独立行政法人法第 34 条第 1 項の規定に基づき、作成され、監事監査実施後監事の意見を付し、理事会、経営審議会の承認を得て、大分県知事に提出し、その承認を受けている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施している。

内部監査については、内部監査実施要領に基づき実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学は公立大学法人大分県立看護科学大学により管理運営されている。定款により、法人の役員は理事長 1 人、理事 6 人以内、監事 2 人であり、理事長は学長となること、理事には学外者を含めることと定められている。法人の運営に関する重要事項は理事会にて審議され、法人の経営に関する重要事項は経営審議会にて審議される。

理事会は理事長及び理事で構成されている。理事は、学内 3 人（学部長、研究科長、事務局長）、学外 3 人（教育研究担当、地域貢献担当、経営戦略担当）であり、監事は看護協会関係者及び公認会計士が担っている。

経営審議会は理事長、理事、学外者 4 人以上で構成されている。学外者は法曹界、教育関係、報道関係、保健医療関係者各 1 人である。

大学の教育研究に関する重要事項は教育研究審議会にて審議される。教育研究審議会は、学長、事務局長、教育研究上の重要な組織の長、学長が指名する法人の職員、学長が指名する学外者で構成される。学長が

指名する学外者は、教育研究担当者となっている。

事務組織は、事務局長の統括の下に、総務グループ、教務学生グループを設置し、15人の職員が業務を遂行している。

また、危機管理等については、「危機管理マニュアル」を平成18年度に作成し、必要に応じて見直しを行っている。なお、平成27年度には大規模災害に備え、非常用の食料、水、ブランケット、LED電灯を備蓄している。

「公的研究費の不正使用防止の基本指針」を定め、コンプライアンス教育を実施する責任者として事務局長を当てている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教職員及び学生、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズの組織的な把握は、教育研究審議会や理事会、経営審議会に学外委員（有識者）を加えていること、実習施設との意見交換システムを作っていること、教員と学長との個別面談の機会があること、理事と自治会役員の懇談の機会、教育研究委員会をはじめとした各種委員会・ワーキンググループ等での活動時、学生生活支援委員会による学生生活実態調査、学年担任・各教員を通したニーズや意見の把握等、多様な方法・側面で行っている。意見の反映事例としては、図書館の利用時間の拡大、トイレ改修や、研究用備品の購入等が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は2人が配置され、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、財務諸表、決算報告書のほか、大学の業務運営及び処理状況等について監査を行っている。

また、適宜、大学への財務会計上の指導を行っているほか、理事会、経営審議会に出席し、監事としての立場から必要な助言を行っている。特に、看護職の監事は大学の地域貢献についても助言している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員については、一般社団法人公立大学協会が実施する職員研修、会計基礎セミナーへの参加のほか、大学コンソーシアム八王子SDフォーラム、実務系（教務）研修、大学職員セミナー等、外部の研修会等へ参加させるとともに、大分県主催の研修会に参加させることなどにより資質の向上を図っている。平成27年度においては職員4人が、延べ22回の研修会等に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己評価委員会を教育研究審議会の下に組織し、教育研究活動に関する資料やデータを集積し、自己点検・評価を行っている。

自己評価委員会の分掌事項は「FDに関すること（短期海外派遣、国内派遣研修を含む）」「自己評価、自己点検に関すること」「年報の編集、発行に関すること」「ハラスメント対策に関すること」「第三者評価に関すること」「授業評価に関すること」「研究成果交流会に関すること」と各種委員会規程に定められている。

年報の内容は「委員会／ワーキンググループの活動」「学内行事の概要」「教育活動」「先端研究」「地域貢献」「各種研究・研修派遣」等であり、学内外に公表されている。

また、恒常的な自己点検・評価として、中期計画に基づく年度計画の実施状況について、毎年度自己点検・評価を行っている。

教育・研究活動以外の経営等を含んだ、中期目標に従った中期計画・年度計画の達成状況は理事会、経営審議会に諮っており、その結果は公開されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成22年度には、大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受け、「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」と評価されている。

また、地方独立行政法人法に基づき、毎年度、大分県地方独立行政法人評価委員会による評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

大分県地方独立行政法人評価委員会による評価結果は、報告書及び意見書として公表されている。大学の年度計画作成時には、自己点検・評価及び評価結果を理事会に報告、検討が行われ、議事録をグループウェア上に掲載している。

平成22年度の大学機関別認証評価において改善を要する点とされた「学士課程の3年次編入及び博士後期課程においては、入学定員充足率が低い」ことについて、3年次編入は社会的ニーズが相対的に低くなったと判断し平成25年度から廃止している。博士後期課程については、博士前期課程からの進学者の増加により、平成25年度以降は定員を充足していることなど、改善がなされている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的は、大学のウェブサイト「建学の精神」「教育理念」「教育目標」が明記されている。学則、大学院学則もウェブサイトに公開され、それぞれの目的を誰でも知ることができる。また「建学の精神」と「学則に示された大学・大学院の目的」「育成する人材」「教育理念・目標」の関係が図示されている。大学案内には「建学の精神」「教育理念」「教育目標」が明記され、広く配布されている。

教職員及び学生に対しては、学生便覧及び学部シラバスに掲載し、毎年度配布することによって周知を図っている。

このほかに入試説明会やオープンキャンパスの機会、大学広報誌等により、学外への周知を図っている。さらに毎年、年度初めの学長講話にて大学の目的について教職員に対して説明している。

学生に対しては、新年度のオリエンテーションで毎年全学生に周知を図るとともに、学部の新入生オリエンテーションではさらに詳しく解説し、理解度を確認している。また、平成27年度カリキュラムより導入された科目「大学ナビ講座」において、初回は学長が講師として大学の教育理念や目標を含む内容を扱っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学ウェブサイトには、看護学部の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針、大学院専攻別、コース別の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を公開している。

大学案内には看護学部の入学者受入方針及び学位授与方針、大学院専攻科別、コース別の入学者受入方針及び学位授与方針が掲載されている。

全学生、教職員に配布される看護学部のシラバス冊子には教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が、大学院シラバス冊子には専攻別、コース別の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が掲載されている。

そのほか、入学者選抜要項にも入学者受入方針を掲載している。また、オープンキャンパスや入試説明会の機会にも説明を行い、周知を図っている。

学位授与方針については、ポスターを作成して講義室に掲示し、学生への周知を図っている。

学内者に対しては、全教職員及び学生に毎年研修やオリエンテーションにおいて説明を行い、周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

法人情報として、中期目標、中期計画、業務実績報告書、評価結果、財務諸表、規程が大学ウェブサイトで公表されている。

また、年報、大学機関別認証評価の自己評価書、FD活動状況も大学ウェブサイトで公表されている。教育情報の公開として、学修の評価、卒業認定基準、教育研究上の基本組織、教育研究環境、教員情報、授業料、入学料その他の費用、入学、卒業後の進路状況、学生支援、授業に関すること（教育課程、シラバス）、教育職員免許法施行規則第22条の6に規定される教員養成情報が大学ウェブサイトで公表されている。

教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、業績及び教育研究活動に関する情報は、大学ウェブサイトにおいて一元的に整理して公表している。

また、これ以外にも、年報において毎年詳細な教育及び研究に関する実績を公開し、さらに教員の個別の研究に関するトピックを大学ウェブサイトで公開するなどの取組を行っている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 大分県立看護科学大学
- (2) 所在地 大分県大分市
- (3) 学部等の構成
 学部：看護学部
 研究科：看護学研究科
 関連施設：看護研究交流センター，研修・実習センター
- (4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）
 学生数：学部337人，大学院76人
 専任教員数：47人
 助手数：6人

2 特徴

本学は、平成10年4月に県立の看護単科大学として開学し、完成年度に大学院修士課程を、その2年後には博士後期課程を順調に設置した。また、平成18年度には、大学評価・学位授与機構による認証評価を受けるとともに、公立大学法人化した（いずれも公立の看護系単科大学としては初）。平成20年には、修士課程にNP(Nurse Practitioner)コースを設置し、日本で初めてNP養成を開始した。これは「特定行為に係る看護師の指定研修制度」につながり、本学はその制度創設の平成27年10月に厚生労働省の特定行為研修を行う指定研修機関に指定された。

平成21年の保健師助産師看護師法の改正により、保健師と助産師の修業年限が6か月から1年に延長されたことを受けて、平成23年度から学部を看護師教育に特化し、保健師と助産師の教育は大学院修士課程に移行した（保健師では日本初）。平成25年度には、文科省の「地（知）の拠点整備事業（COC）」に「看護学生による予防的家庭訪問実習を通じた地域のまちづくり事業」が採択され、平成27年度から本格実施した。看護教諭一種免許取得のための選択科目も開講した。

上記のような先駆的取り組みは、人間科学講座7研究室と看護学10研究室が教育・研究・社会貢献面で有機的に連携することで可能になっている。建学の精神は、①看護学の考究、②心豊かな人材の育成、③地域社会への貢献、である。

1) 教育面の特徴

(1) 科学的根拠に基づく判断力と看護実践能力の育成

「人間科学講座」の担当科目には、看護の対象である

ヒト、人、人間を生物学的視点から心理社会的視点まで幅広く理解できる内容を配置し、健康科学実験等を通してエビデンスに基づいて考え判断する力を育てている。看護実践能力は、看護学実習と看護技術演習を組み合わせ、段階的・組織的に育成し、卒業時に「一人で実践できる」レベルに到達すべき看護技術を示してポートフォリオ方式で達成を促している。4年次には以上を統合する科目として「総合人間学」「看護スキルアップ演習」などを設け、統合力・分析力・応用力を育成している。

(2) 国際的視野の育成

開学当初から、ソウル大学校看護学部と協定し、毎年学生交流を行っている。また、ソウル大学校から招へいた国際看護学の教授が講義・演習を担当している。看護国際フォーラムを毎年開催し、世界の動きに関心を持たせている。英語教育ではCALLや多読システムを導入し、英語力の向上に努力している。

(3) 時代の要請に応える地域志向のケア教育の強化

地域ケアに関して看護職に対する期待が高まる中、「予防的家庭訪問実習」を全学年の必修科目に位置づけ、地域志向のケア教育をいち早く導入し、全教員が参加して推進している。

大学院修士課程（博士課程前期）では高度実践者養成にも力を入れ、NPコース、保健師と助産師の各コース、看護管理・リカレントコースを設置し、実践者の底上げを図ると同時に、県内への就職を促進し、教育と実践の好循環を促している。

2) 研究面の特徴

個々の教員が研究するだけでなく、学部と大学院での先駆的教育について、看護学と人間科学の教員が協働し、方法論の開発と成果抽出に取り組んでいる。また、「NP」「健康増進」「訪問実習」のプロジェクトを並行して動かしている。教員の研究・教育力向上のために博士号の取得を促し、近年増加してきた。

3) 地域社会への貢献の特徴—大分県の看護学の拠点—県全体の看護実践力の向上を大学の使命ととらえ、看護研究交流センターを整備し、行政や看護職能との協働連携、実践者の看護研究支援、継続教育、産官学連携、学術ジャーナルの定期発刊等を積極的に推進している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の使命

公立大学法人の看護系大学である本学の使命は、社会のニーズ、特に地域のニーズにあった看護職者を育成することと、看護学や健康科学の研究を通して地域の課題解決と学術の発展に寄与することである。

このため本学では、平成 10 年の開学時に「看護学の考究」「心豊かな人材の育成」「地域社会への貢献」の 3 つを建学の精神として掲げ、この精神のもとで大学運営を図っていくことを地域社会や大学の構成員（学生、教職員）に明示し、この精神のもとに教育・研究・社会貢献の具体的な理念と目標を定めてきた。法人化後も、継続的に中期目標・中期計画を策定し、その計画に基づいて年度単位の計画・活動・評価を実施することにより、本学の使命を達成すべく活動している。

2 大学の教育理念・教育目標

教育理念として、「社会で生活する人々に対する理解を深め、看護に関する専門知識・技術の修得とともに、豊かな人間性と幅広い視野や、科学的根拠に基づく問題解決能力など看護実践に関する総合的能力を養うことにより、地域社会における健康と福祉の向上に貢献し、看護の社会的使命を十分担うことのできる人材を育成する。そして、看護学の進展に寄与できる人材を育成する。」ことを掲げている。

この教育理念を達成するための教育目標として以下の 6 項目をあげ、大学が育成しようとしている人材（学生像）を明示している。

- (1) 生命に対する深い畏敬の念はもとより、人に対する深い理解と倫理観を基盤に人の喜びや苦しみを分かちあえる豊かな人間性を養う。
- (2) 人々を取り巻く生活環境や社会環境を総合的な視野から思考できる能力と、社会情勢の変化や科学の発達に対応できる自主的・創造的学習能力を養う。
- (3) 高度の専門知識・技術を修得するとともに、一人ひとりの看護ニーズに適切に対応できるように科学的根拠に基づく問題解決能力を養う。
- (4) 看護の果たすべき役割を理解し、看護をより有効に機能させるため、保健・医療・福祉等人間の健康を支援する社会システムとの連携・調整能力を養う。
- (5) 国際的な視野をもって、幅広く活動できる能力を養う。
- (6) 看護職者として、看護学の進展に寄与できる教育・研究の基礎的能力を養う。

3 学士課程の目的

大分県立看護科学大学学則第 1 条に、本学の学士課程の目的として「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護に関する専門知識・技術の教授研究を通して、生命の尊厳と倫理観を基盤とした人間性と科学的視野に富む、看護の社会的使命を担うことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

4 大学院博士課程（修士課程、博士後期課程）の目的

大分県立看護科学大学大学院学則第 1 条に、「教育基本法及び学校教育法の趣旨に基づき、看護学の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成する」ことを定めている。

5 大学の人材育成機能の強化

上記の教育目標を達成するために、学生の受け入れから、卒業・修了、その後のフォローも含めた教育の充実・質向上、大学の施設・設備・人材・財政面の教育環境を改善・整備・充実を図っていく必要がある。

(1) 学生の受け入れ

社会のニーズにあった看護職を育成するために、看護、看護学に対して関心のある優秀な学生、大学院生を受け入れること

(2) 教員の教育研究能力の向上

教員は自己点検・評価を徹底し、常に自らの教育研究能力の向上に努めること、
大学としては、教員が最新の情報を入手し、自己の教育・研究能力の向上を図るための機会を設け、
学外の関係者との交流が可能なように、時間的、財政的なサポートを行うシステムを構築すること

(3) 時代のニーズにあった施設・設備面での教育環境の整備

I C T資源、図書をはじめ教育関連施設の整備・更新に努めること

(4) 就職活動のサポートと卒業生の受け入れ環境を整えること

看護職者として育成した人材のキャリアデザインを考え、地域貢献ができる職場選択のサポートを
すること

卒後の継続教育を通して、卒業生のサポートをすること

大学院教育を受けた学生が、受けた教育に見合った活動ができるように社会環境を整備すること

6 看護学の考究を目指して

看護学を進化させ、それを伝承していくことが看護系大学としての使命である。

実践の科学である看護学においては、実践に役立つ看護学研究を実施し、その成果をE B N (Evidence-Based Nursing)の促進・充実のために、社会に還元していくことが重要である。

本学の特徴を活かした看護学研究を推進していくために、次の視点に留意した研究活動が重要である。

(1) 人間科学講座と看護学の専門講座との連携を図った看護研究の推進

(2) 地域の保健・医療機関等との共同研究の推進

(3) 国際機関、外国の大学との共同研究の推進

(4) 産官学の共同研究の推進

7 地域社会への貢献 ー特に大分県における看護学の拠点をめざしてー

本学は看護学の単科大学という特徴を活かした社会貢献を目指す必要がある。そのために、地域の看護職者への直接的及び間接的支援を通して、地域の看護職者の資質向上を図り、地域の保健・医療のレベルアップを図ることにより、地域住民の活性化に貢献することを目指している。また、地域住民の健康向上のために大学が寄与するだけでなく、学生を地域住民によって育ててもらおうという双方向の関係が、予防的家庭訪問実習を機に進んでいる。さらに、地域企業との共同研究も複数始まっている。これらのためにも本学は、看護研究交流センターを拠点として、地域の看護職者のニーズを十分把握した上で、さまざまなサービスの企画・運営を図ることになっている。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201703/daigaku/no6_1_1_jiko_oita-nhs_d201703.pdf